防災・減災、国土強靱化対策の推進を求める意見書について

地方自治法第99条の規定に基づく別紙意見書を会議規則第14条の規定により提出する。

令和2年12月22日提出

提出者	足利市議会議員	栗	原		収
同	同	斎	藤	昌	之
同	同	平	塚		茂
同	司	金	子	裕	美

## 防災・減災、国土強靱化対策の推進を求める意見書

数十年、百年に一度といわれる大規模災害が、今や毎年のように発生している。本市においても、過去10年間において、東日本大震災、令和元年東日本台風に見舞われ、市民の生命・財産に甚大な被害を受けた。とりわけ昭和22年のカスリーン台風以来の大惨事となった令和元年東日本台風の爪痕は深く、未だ復旧・復興の途上にある。

こうした中、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が策定され、現在、国・地方が一体となって短期・集中的に取組を進めているところであるが、気候変動の影響により頻発化、激甚化が懸念される自然災害など、あらゆる事態を想定しつつ災害に対する事前の備えとして、道路や河川、砂防施設などの社会資本整備について、今後も強力かつ継続的・計画的に進めていく必要がある。特に、本市においては、渡良瀬川に架かる中橋周辺の堤防嵩上げとそれに伴う中橋の架け替えはもとより、国や県が管理する一級河川の整備が急務である。

さらに、新型コロナウイルス感染症が地域経済に甚大な影響をもたらしている中、社会資本の整備は、景気の下支えに有効であるとともに、今後の地域経済の力強い再生にも効果を発揮するものである。

よって、国においては、防災・減災、国土強靱化対策の更なる推進のため、次の事項に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に引き続き、中長期的 かつ明確な見通しのもと5か年間の計画を策定し、当初予算において別枠で 確保すること。
- 2 計画の策定にあたっては、治水対策等に加え、平時・災害時の安定的な人流・物流を支える道路ネットワークの整備など対象事業の拡大を図ること。
- 3 社会資本の良好な状態を維持し、安全性・信頼性を確保するため、長寿命化 計画に基づく予防保全型の修繕・更新が図られるよう予算枠を拡充し、必要 な予算を確保すること。

4 地方の社会資本整備を着実に推進するため、安定的かつ持続的に予算を確保するとともに、地域経済の早期再生を図るため公共事業を含めた補正予算を編成すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月22日

足利市議会

内閣総理大臣 財務大臣 国土交通大臣 国土強靱化担当大臣 内閣府特命担当大臣(防災) 衆参両院議長